



丹波篠山市不育症治療費助成事業



丹波篠山市では、不育症治療を受けられたご夫婦に対して、経済的な負担を軽減するため不育症治療に要する費用の一部を助成します。

☆助成対象者

平成30年4月1日以降に受けられた不育症治療で、次の要件に該当する方

- (1) 法律上の婚姻をしており、不育症治療の期間及び丹波篠山市への申請日において、丹波篠山市に住民登録を有する者
- (2) 検査及び治療開始期間の初日において、妻の年齢が43歳未満であること
- (3) 夫婦共に医療保険に加入していること
- (4) 医療機関において不育症と診断され、その治療を受けていること
- (5) 夫婦の前年（1月から5月までの間においては前々年）の所得の合計額が730万円未満であること
- (6) 夫婦のいずれにも丹波篠山市税の滞納がないこと

☆助成内容

1年度（4月～翌年3月）に受けた治療及び検査について、上限20万円

☆申請期限

治療が終了した日から3カ月以内に申請してください。

*但し、治療中に43歳になられる場合は、当該年度内に申請が必要です。（参照裏面 Q5）

☆申請方法

次の書類を添えて、申請期限内に健康課（丹南健康福祉センター内）に提出してください。

- (1) 丹波篠山市不育症治療費助成金支給申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 丹波篠山市不育症検査・治療実施証明書（様式第2号）
- (3) 治療を受けた医療機関が発行した領収書
- (4) 夫婦それぞれの市民税・県民税所得課税証明書
*当該年の1月1日以降に丹波篠山市に転入された方のみ必要
- (5) 夫婦それぞれの健康保険証（写し）
- (6) 振込先口座番号がわかるもの
- (7) 戸籍謄本（夫婦の住所が異なる場合）
*その他、印鑑をご持参ください。

☆その他

- ・申請書類を審査し、承認または不承認を決定し、申請された方にお知らせします。
- ・ご不明な点は、下記までご連絡ください。

＜お問い合わせ・申請先＞

〒669-2205 丹波篠山市網掛301

丹波篠山市 保健福祉部 健康課(丹南健康福祉センター内)

TEL:594-1117 / FAX:590-1118



丹波篠山市不育症治療費助成についてのQ&A

Q1 助成対象には、入院室料（差額ベッド代）は入りますか？

⇒A.

助成対象ではありません。また、食事療養費や文書料も助成対象にはなりません。

Q2 1年度内に治療が終了していない場合や年度中から2回目の治療を開始する場合は、どのようになりますか？

⇒A.

1年度（4月1日～翌3月31日）に行った検査・治療を対象とします。そのため治療が終了していない（治療途中）場合であっても、3月31日までの検査及び治療費分を3カ月以内（6月30日まで）に申請してください。

Q3 年度内に2回申請することは可能ですか？

⇒A.

可能です。ただし、1年度に20万円を限度として助成しますので、1回目の申請で20万円助成を受けられた場合は、同じ年度内に受けられた治療及び検査費の2回目は助成されません。

Q4 他府県で居住していた時の治療を、丹波篠山市に転入後も受けていた場合、他府県での検査・治療費についても助成の対象になりますか？

⇒A.

他府県で居住していた期間の治療は、助成対象ではありません。兵庫県内での転居の場合は、丹波篠山市健康課へお問い合わせください。

Q5 治療途中に43歳の誕生日を迎える場合は、どうなりますか？

⇒A.

43歳になる年度内の治療分については、当該年度内に申請をされた場合のみ、助成の対象になります。

例) 令和2年1月1日に43歳になる妻の場合

令和2年1月1日～令和2年3月31日までの治療費は助成対象になりますが、必ず令和2年3月31日までに丹波篠山市に申請することが必要です。令和2年4月1日以降に申請された場合は、継続して受けられていた治療費も含め対象になりません。

